平成２８年（フ）第１０号
富山県高岡市福岡町土屋240番地
破産者　株式会社パルコ
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１１号
富山県高岡市福岡町大滝227番地
破産者　株式会社ラピット
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第１７号
石川県輪島市門前町道下24の45番地甲、商業登記簿上の本店所在地石川県輪島市門前町道下わの94番地
破産者　河内建設株式会社
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２７年（フ）第１８号
石川県輪島市門前町清水１の25番地
破産者　株式会社林工務店
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２６年（フ）第１５６１号
名古屋市緑区万場山２丁目103番地
破産者　有限会社鈴食品
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９２５号
名古屋市東区東大曽根町47番４号　ＣＯＵＲＡＧＥ474　３Ｊ号、開始決定時の住所名古屋市中区新栄２丁目５番７号　レジデンス新栄401号
破産者　エイチワイリンクスこと　川井　康夫
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９４４号
名古屋市中区丸の内１丁目９番６号桜井ビル通路奥
破産者　有限会社エーワイコーポレーション
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５４号
名古屋市北区八代町２丁目119番地１
破産者　有限会社グッドライフ
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５７７号
大阪市旭区清水１丁目７番22号
破産者　株式会社五藤
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２０４号
大阪市淀川区西中島６丁目２番３―1207号
破産者　株式会社ティー・ウェイ
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６３号
大阪市淀川区西中島３丁目18番21号
破産者　株式会社ロケットパンチ
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８４８号
大阪市生野区巽中１丁目23番６―301号
破産者　株式会社八八八
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９９４号
堺市堺区出島海岸通４丁７番16号
破産者　株式会社共立サービス
1　決定年月日　平成28年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
岩手県花巻市花城町12番19号
破産者　有限会社ＴＡＴＥＳＡＫＡ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２７年（フ）第１０２９号
東京都武蔵村山市中原４丁目２番地の５ベルジュネスⅠ108号
破産者　今福　順一
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０３０号
東京都武蔵村山市中原４丁目２番地の５ベルジュネスⅠ108号
破産者　今福　佑紀（旧姓窪田）
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２０号
岐阜県恵那市三郷町野井1371番地１
破産者　クマモクの家具こと　熊崎　暢敏
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第６号
兵庫県西宮市川添町10番12―102号
破産者　有限会社オフィス・キュー
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６号
兵庫県尼崎市田能３丁目３番９号
破産者　株式会社Ｓ―Ｃｌａｓｓ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３８１号
奈良市朱雀６丁目９番地の３
破産者　株式会社ルボワ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３８２号
奈良市中山町1144番地の１　学園前コートヴィレッジ201号
破産者　株式会社Ｇｒａｎｄｉｒ
1　決定年月日　平成28年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所